

公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程

平成24年6月28日

規 程 第 38 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学特任職員就業規則（平成24年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「特任職員就業規則」という。）第20条の規定に基づき、特任職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(特任職員の給与)

第2条 特任職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、前条第2項の規定による場合を除くほか、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料の額)

第4条 特任職員の給料の額は、月額とし、職及び経験年数に応じて、別表1に掲げる額とする。

2 前項の経験年数は、各年度の初日における特任職員としての引き続いた在職期間をいう。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、公立大学法人広島市立大学職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定める。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から公立大学法人広島市立大学特任職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第36号。以下「勤務時間規程」という。）第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、次に掲げる特任職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする特任職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である特任職員以外の特任職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる特任職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする特任職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である特任職員以外の特任職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる特任職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする特任職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である特任職員以外の特任職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額及び支給条件は、細則に定めるところによる。

（給与の減額）

第8条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第7条第1項第1号に規定する休日（勤務時間規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、勤務時間規程第7条第1項第2号に規定する休日（勤務時間規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び勤務時間規程第7条第1項第3号に規定す

る休日（勤務時間規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8月6日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

（時間外勤務手当）

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた特任職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した特任職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた特任職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた特任職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時か

ら翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第10条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた特任職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

(夜間勤務手当)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた特任職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第8条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額に、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額にそれぞれ12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第13条 特任職員で、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、給料の月額（期末手当の支給基準日における勤続年数が3年以上の者にあっては、その額に、その者の勤続年数を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合においては100分の118.5、12月に支給する場合においては100分の128.5を乗じて得た額に、期末手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表2に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 勤務しなかった期間(次号に掲げる場合を除く。)が1か月を超える場合には、

その勤務しなかった全期間（負傷又は疾病により勤務しなかった期間（医師の診断書等により確認できる期間に限る。）については、その期間の3分の1に相当する期間）。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間についてはこの限りでない。

- (2) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が1か月を超える場合には、その勤務しなかった全期間

4 除算期間の計算は、月は月の対応日によるものとし、日を月に換算する場合は30日をもって1か月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日（7時間45分未満の時間は切り捨てる。）とする。

5 第1項の規定にかかる期末手当を支給しない者の条件等については、公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号。以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職員の例による。

6 期末手当の支給を一時差し止める場合の条件及び手続等については、職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

（勤続年数）

第14条 前条に規定する勤続年数の算定については、特任職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（口座振替による支払）

第15条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、特任職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程中第1条の規定は平成26年12月24日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、

平成26年12月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて平成26年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は平成27年12月22日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて平成27年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成28年12月20日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 この規定による改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて平成28年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成29年12月27日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 この規定による改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて平成29年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は平成30年12月27日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて平成30年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和元年12月24日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同規程の規定は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和3年12月27日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同規程の規定は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和4年12月26日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の規定は、令和4年12月1日から適用する。この場合において、改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて同日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程中第1条の規定は令和5年12月26日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の規定は、令和5年12月1日から適用する。この場合において、改正前の公立大学法人広島市立大学特任職員給与規程の規定に基づいて同日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

職名	経験年数	給料の額
事務員	4年未満	193,900円
	4年以上8年未満	199,000円
	8年以上12年未満	203,700円
	12年以上16年未満	207,100円
	16年以上20年未満	210,500円
	20年以上24年未満	213,900円
	24年以上28年未満	217,300円
	28年以上32年未満	220,700円
	32年以上	224,100円
国際交流推進員	4年未満	221,500円
	4年以上8年未満	226,600円
	8年以上12年未満	231,300円
	12年以上16年未満	234,700円
	16年以上20年未満	238,100円
	20年以上24年未満	241,500円
	24年以上28年未満	244,900円
	28年以上32年未満	248,300円
	32年以上	251,700円
保健師	4年未満	256,800円
	4年以上8年未満	261,900円
	8年以上12年未満	266,600円
	12年以上16年未満	270,000円
	16年以上20年未満	273,400円
	20年以上24年未満	276,800円
	24年以上28年未満	280,200円
	28年以上32年未満	283,600円
	32年以上	287,000円
学生相談員	4年未満	256,800円

	4 年以上 8 年未満	261, 900円
	8 年以上 12 年未満	266, 600円
	12 年以上 16 年未満	270, 000円
	16 年以上 20 年未満	273, 400円
	20 年以上 24 年未満	276, 800円
	24 年以上 28 年未満	280, 200円
	28 年以上 32 年未満	283, 600円
	32 年以上	287, 000円
産学連携コーディネーター		287, 500円
地域連携コーディネーター		287, 500円
国際担当主幹		287, 500円
情報担当主幹		287, 500円
研究支援員	4 年未満	221, 500円
	4 年以上 8 年未満	226, 600円
	8 年以上 12 年未満	231, 300円
	12 年以上 16 年未満	234, 700円
	16 年以上 20 年未満	238, 100円
	20 年以上 24 年未満	241, 500円
	24 年以上 28 年未満	244, 900円
	28 年以上 32 年未満	248, 300円
	32 年以上	251, 700円
学芸員兼デジタル・アーキビスト	4 年未満	221, 500円
	4 年以上 8 年未満	226, 600円
	8 年以上 12 年未満	231, 300円
	12 年以上 16 年未満	234, 700円
	16 年以上 20 年未満	238, 100円
	20 年以上 24 年未満	241, 500円
	24 年以上 28 年未満	244, 900円

	28 年以上 32 年未満	248, 300円
	32 年以上	251, 700円
D X 推進企画官		449, 300円
D X 推進専門官		387, 100円
教育企画専門官		387, 100円

別表 2 (第13条関係)

在職期間	割合
6 か月	100分の100
5 か月以上 6 か月未満	100分の83
4 か月以上 5 か月未満	100分の66
3 か月以上 4 か月未満	100分の50
2 か月以上 3 か月未満	100分の33
2 か月未満	100分の16